

を視野に、六月をめどに新たな展開方向を出しますと、こういうことでございますので、是非御理解ください。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

今日、酪農の危機の問題についてお聞きします。

野村大臣は、二月二十四日の記者会見で、業界団体の聞き取りを基に酪農家の離農の実態について報告されましたよね。全国の酪農家の九割が生乳を出荷する指定生産者、生乳生産者団体の受託戸数を中央酪農会議が調べたものです。

それで、ちよつと今日配付した一枚目の資料を見てほしいんですけども、二〇二二年の四月から十二月の出荷農家戸数を見ますと、全国の戸数は一万一千七百十九戸から一万一千百五十九戸に減少しています。北海道では、百五十四戸減少し、都府県は四百十三戸減少しました。全国のこの減少率が例年四%で推移していたものが昨年は六・五%、都府県は五%だったものが八・二%に拡大したと。

野村大臣は、これ酪農の離農が進んでいることがうかがわれると言われました。北海道の離農の理由ということで見てみると、これまでは高齢化や跡継ぎ問題が大半だったんだけど、この一年は働き盛りの世代の離農が進んでいると。借金を返せるうちに離農するという方が多いわけですから、政府がこの間支援策を打ってきたわけですから、

でも、なぜこの離農に歯止めが掛かっていないのか、まずお聞きしたいと思えます。

○国務大臣（野村哲郎君） 紙委員からのお話のとおりで、我々も早くこれは、離農が進み出したということがいろいろ言われたものですから、調べたらさっきおっしゃったような数値が出てきました。

これは、指定団体を通しての調べですから、九割方は把握していると思いますが、あと一〇%は系統外に出される方なものですから、その方々の動向というのはつかめませんでしたけど、ほぼ九割方はそういう傾向が見られたということであり

ます。これは、非常に難しい今のは質問でありまして、なかなかこの離農が歯止めが掛かってこないというのは、私は、餌の問題は一つあります。餌をまだ、三・四半期は終わつたんですが、四・四半期の価格がまだ、補填の価格も決まっておりますし、そういうのがまだ農家に振り込まれておりません。

ただ、私も地元の酪農協から資料を取り寄せながら見ておるんですが、十一月から十円上がりました。これは、北海道は補給金は、これ四月からだったですかね、十円上がるのは。乳価が上がったのは昨年十一月、十一月、十二月というのは少し好転しているようでありまして、今、この表

で、離農ということじゃなくて、農家の経営の好転の度合いを見たらというのは何で見ているかというと、酪農協に生乳を出した、その販売代金が振り込まれてきた、そしてその中から餌代だ何代だというのが引かれて、農家の純粋に振り込まれるのが幾らかかというのをずっと見ているんです。そうしましたら、十月までは大体半分の方がゼロなんです。ということは、何で飯を食っているのかって分からないぐらいにもう農家からは控除されることで、農家の口座に振り込まれるのはゼロだったんですが、十一月頃からそれが好転してきているということになっておりまして、さらに、

加えまして、今回のその餌の補填が国から出ていくわけでありまして、そういうのが出ていったときに農家の経営の状況がどうなっていくのかというのをもまた見なければいけないなど、こんなふう

に思っておりますし、さらに、加えて言いますと、今現在、関東生販連は、数字が間違っていたらごめんなさい、十五円だったと思うんですが、近畿の生販連は二十円の値上げの、これは今メーカーと交渉しております。そして、驚くことに、各ブロックが全部、今メーカーと値上げ交渉しておりますから、そういう意味では、これはやっぱり農家の皆さん方が国からのこの支援だけじゃなくて自ら立ち上がったこられたなど、こういうことを私は思っている

ころでありまして、是非それで貫徹していただきたいと、こんなふうに思います。

○紙智子君 要するに、間に合っていないということですね。それで、足りないし間に合っていないということだと思っておりますよ。

それで、ちよつと、この酪農家の経営悪化の状況は、肥料や光熱費などの高騰もあるんですけど、四割前後を占める飼料、ここが高騰が激しいということだと思っておりますよ。

それで、この配付した資料を見たらうと、青い線ですけど、これ、昨年四月の配合飼料の価格が一キロ九十一円だったのが十二月に百一円と十円上がったと。それから、緑のラインは輸入乾牧草、乾燥牧草、乾燥した牧草ですけども、五十四円だったのが七十円まで上がっていると。コロナ感染症が増えた二〇二〇年と比較すると、これ、配合飼料は一・五倍、輸入の乾燥牧草は一・八倍も高騰したわけですね。在庫対策などの生産者拠出金も出しているわけで、それがあつたのに乳価は昨年十一月から十円上がっただけで、加工乳についてはまだ上がってなくて、今年の四月から値上げするという事になっているから、だから搾っても搾っても赤字という状況なわけですね。

日本農業新聞の北海道支所が、酪農家のいる道内の九十一のJAに二三年度の経営の見通しを聞いているんですね。これ見ると、二二年度に比べ

て離農のペースが増えそうだというのが二五%、やや増えそうだというのは二四%で、合わせると過半数近いJAが、これ離農のペースが加速するという事を懸念しているわけです。それで、最多の理由、その理由の最多というのは、経営難が三〇%、高齢化ということは理由にしているのは一二%ですから、だから、やっぱり経営難って答えているのが一番多いということなんです。

二月十四日、国会内で、日本から畜産の灯を消すなということ、百五十人の人たちが集まって、ネットで、オンラインでやって五百人ぐらいだったんですけど、消費者も含めて緊急集会開かれました。北海道からは十勝や別海町からも参加した酪農家が出て、野村大臣にも直接要請に行かれました。私も同席しましたけれども、やむなく生乳を廃棄している生産者の訴えを聞かれましたと思うんですね。生乳一トンの廃棄で、金額にすると十万円になるといふことですよ。もうこれは自主的な廃棄ですって涙流しながら、自主的なんですって言っていますよ。そういう訴えがあつて、そういうやっぱり苦悩に添えていくというのが私はやっぱり政治の責任、役割だというふうに思っています。資材の高騰、円安の中で、私たち共産党としては、昨年来、緊急的、一時的な直接補填が必要だと、直接生産者のところに行く支援が必要だということも言ってきたわけですけど、改めて、従来

の仕組みから一歩踏み出して、今を乗り切る強力な支援策を打ち出すべきではないでしょうか。

○国務大臣(野村哲郎君) 今、これは衆議院の農林水産委員会でも、今、紙委員がおっしゃいましたようなお話が出ましたけれども、やはり緊急的な、今を乗り越える酪農家への支援策について、どういふことがまだ改めて必要なのかと。ただお金を渡せばいいという話ではないという思いがして、仕組みのものをやっぱり変えていかなきゃいかぬのだろうと、こんなふうに思っております……(発言する者あり) はい、間に合わないですか。まずはやっぱり我々がこれは、まあ飼料とというのはこれは酪農だけじゃなくて牛も、それから豚も鶏も全畜種に及ぶ話でありますから、だからまず、この飼料高騰対策をまずやろうと。

そして、酪農の場合はやはり毎日毎日生乳を搾りながらやっておられまして、毎日出すから毎日お金も入ってくるんですけど、それがほとんど残らないと、こんな状況でありますので、何とか皆さん方がそれで戸数が減らないように何かできないのかということでもまた考えてもおりますが、おりますが、まずはこの飼料価格の高騰対策だったんだと思いますが、まだほかにも今役所の方でも検討はしつつありますけれども、まあこれだという決め手がなかなかないと。先ほど言いましたように、国の対策と、対策があるし、それからまた生

乳団体の皆さん方の御努力もしていただかなかやならない。これは、先ほど言いましたメーカーとの価格交渉しておりますから、この価格交渉で何とか上げていただければうまくいくということも一つはあるだろうと、そういう合わせ技しかないのではないかなと、そんなふうに思います。

○紙智子君 酪農家の離農に歯止めが掛かっているというので、それでこの間のその支援の中に、生乳の需給調整するために一頭十五万円と、五十億の補助金を付けて四万頭もの乳用牛を淘汰するということわけですね。これ、三月から始まっていると。

現場で話を聞くと、頑張っている牛を淘汰なんてできないよって言っているんですね。この制度の評価って非常に悪いです。補助金はやっぱり牛を生かして生産を応援するために使うべきじゃないのかという声が出ていて、これちよつと質問すると時間なくなっちゃうんで主張にとどめておきたいと思えますけれども、四万頭もの牛を淘汰するということになれば、今年中にも牛乳の不足の事態に陥るんじゃないかという、そういう指摘もされています。

今必要なのはやっぱり緊急支援なんだと、生産者の経営を守る、国民への乳牛の安定供給を図るということが求められているわけです。畜安法で審議のときにも当時の山本大臣が、畜安法の改正

というのは生産者の所得を増大させることが目的なんだって答えました。この目的に沿った対策が求められていると思うんですけれども、一言でお願いします、大臣の見解。

○国務大臣(野村哲郎君) 長くは申し上げませんが、いや、要は、いろいろ方法は考えていかなきゃいけないと思うんですが、まずはその生産基盤を毀損させないという業界の共通認識はありますので、乳牛の頭数を調整するのではなくて、乳製品への加工によって調整をしてきたのが脱脂粉乳であります。この需要が回復しないので在庫が過去最高水準まで積み上がったと、こうした中で飼料価格が高騰したと、こういったいろいろな要素が絡んでおりますので。

したがって、私もとしましては、まずはその脱脂粉乳の在庫低減対策なり、あるいはまた牛乳の消費拡大への取組の支援、こういったことを行ってきましたし、これからの、生産者団体から抑制の取組の支援を要請されたことを受けて、三月から十五万円って先ほど来ありますが、そういうことこの対策もやっているところでありまして、これぞという決め手がないというのが本当に申し訳ないなと思いがちで、でも、だけれども今日も私も地元から電話が来たものですから、今をみんなで乗り切ろうと、こういう、これは北海道だけじゃ話はありませんで、鹿児島島の酪農家百七十戸

おりますけれども、この人たちが何とかしてくれて今日電話が来ました。それはお金の、資金の話でありましたので、これはもうすぐ局長に言って資金の手当てをやってくれと……(発言する者あり) あつ、済みません、というような話もしております。

○紙智子君 ちよつと長く、全体として答えが長くなっちゃうってだんだん時間が、質問時間がなくなるんですけど、乳価の問題を次しようと思っていて、昨年十一月から十円上がったと、加工乳は四月から十円だと、これでは不十分だという声はつきり出ているんですね。もう三十円ぐらい上げてくれないという話もあります。

それで、乳価が上がらないわけですけども、北海道でいえば出口対策で酪農家は二百億円もの拠出金を負担してきました。来年度も、今年も拠出が求められているわけです。それで、資材は上がるし拠出金もあると、なのに今の乳価で再生産が可能なかということが一つあるんです。

それから、ちよつと時間ないからもう一つ言いますけれども、資料で配付、二枚目の資料、これ大手乳業メーカーの内部留保の資料なんですけれども、これ見ていただきたいですね。これ、明治乳業でいうと二〇一九年の内部留保が四千五百三十七億円だったのが、二二年、五千八百二十八億円に増えています。森永乳業は千三百七十七

億円から千八百十七億円、雪印メグミルクは、数字入れてませんけれども、千二百五十五億円から千四百八十七億円に増えているんですね。

我々、内部留保そのものは、何かのときに備えて蓄えておくものですから、それは否定しないんですけれども、ただですね、これだけ今生産者赤字続きでもう廃業かと言っているときに、メーカーの内部留保は順調に上がっていつてるわけで、こういうことを見るならば、これ酪農家の再生産を補償するために、乳価をもっと、生産者の乳価ですね、ここを引き上げるように国がイニシアチブを発揮すべきじゃないかと思うんですけれどもいかがですか。

○国務大臣（野村哲郎君） この初めて大手乳業メーカーの内部留保の状況を見せていただいて、本当に農家は困っているけど、こんなに潤っているのかなというのをびっくりしました。

ですから、先ほど申し上げたように、今、各ブロックごとに指定団体の方でメーカーとの交渉をしております。今まで一回もなかったんです、一回もなかった、こんなことは。でも、今回は全ブロックがメーカーと交渉し出しましたので、むしろ、むしろ旗ぐらい立てていかなきゃいかぬのじゃないかって私は冗談で生産者の人たちには言うぐらいに、やはり自分たちで決められる、価格を決められるのは酪農だけなんです。ほかののは

全く自分たちでは価格が決められない。だから、酪農家の人たちも国で何とかしろというのも当然これは当たり前で、当然の話なんです。むしろ自らがやることはもう一つあるでしょうって、メーカーと交渉しなさいと、こんなことを実は言っているところです。

○紙智子君 交渉しなさいじゃなくて、国自身もっと乗り出してほしいんですよ。直接農家の人が大変室で訴えたように、力関係、物すごい差があるんです。生産者団体の方は、もっともって言うて、いや、もう分かった、だったらもうそのこと取引やめるからってなってしまうたら元も子もないですから、弱い立場なんです。

だから、そういうときに、やっぱり国として言うべきことをしっかり言ってもらって、乳価ももっと引き上げられないのかということもメーカーに働きかけてもらいたい。一言ちよつとそれに対して言ってください。

○国務大臣（野村哲郎君） まあなかなかやりますとは言い切れませんので、要は国民の取引ですから余りそこに官が入り込むとはいかがなものかなと思います。まあ何らかの方法があればちよつと考えてみたいと思います。

○紙智子君 是非強くちよつと働きかけていただきたいと思えます。

次なんですけど、カレントアクセスです。

生産者は、我々には生産抑制求めながら輸入は野放しになると言っていて怒ってますよね。それで、北海道の酪農家は生乳で十四万トン減産するのに、カレントアクセスは十三万七千トンだから、ほぼ同じぐらい、匹敵するぐらいですよ。生産者には抛出金を出せと、減産しろと言っていて、どうやって生き残れるんだと言ってるんですね。

で、確認ですけど、カレントアクセスはWTO農業協定に書かれているのかということなんですけれども。

○副大臣（勝俣孝明君） WTO農業協定にカレントアクセスの定義など、これを直接的に規定した条文はありません。

他方で、いわゆるカレントアクセスとして交渉された関税割当ての約束については、WTO加盟国ごとに規定される譲許表においてその数量、税率等が明確に規定されております。

○紙智子君 今言われたように、協定そのものにはないんですね。

それで、モダリティーにあるんだということ、このモダリティーということですけども、配付した三枚目の資料、農業協定における市場アクセスグループ議長の記録というのを見てほしいんです。

農林水産省は英文の和訳はやってないというので、私の事務所で翻訳しました。カレントアクセ

スは数字の十一というところに書いてあります。カレントアクセスが出ていますけれども、カレントアクセス、現行の輸入機会は一九八六年から一九八八年までの平均年間輸入量以上でなければならぬ、これらの機会が拡大される場合、拡大はこれらの手順、モダリティーの第六項の規定に沿ったものでなければならぬというふうに訳しているんですけど、この中身の意味をちよつと簡潔に教えてほしいんですけど。

○政府参考人（水野政義君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、このモダリティー文書につきましても、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて交渉プロセスにおける各国の約束の方法についての手順を加盟国間で定めたものと理解しております。委員たぐいま御指摘ありましたとおり、このパラグラフ十一については、カレントアクセスの機会は少なくとも一九八六年から八八年までの平均輸入数量として設定しなければならぬという旨規定されたものと理解しております。

○紙智子君 ちよつと先日レクチャーで聞いたら、その八六年から八八年の乳製品の輸入量は三年間で四十一万一千六百六トンだから、だから割ると一年当たり十三万七千二百二トンになるんだよつという話だったんです。それでいいんですよね。

○政府参考人（渡邊洋一君） 御指摘のとおりでございます。

○紙智子君 それで、政府はカレントアクセスは輸入の義務があるって言っているんですけども、この文章を見てみると、機会を提供する手順を書いたものであって、義務という用語は出てこない、ですね。なぜ義務になるんでしょうか。

○政府参考人（渡邊洋一君） お答えいたします。この乳製品の十三万七千二百二トンでございますけれども、これはその数量の輸入を行う義務はございません。輸入の義務ではございませんで、その数量に相当する乳製品について輸入の機会を提供することが義務の内容でございます。輸入自体は義務ではございません。

○紙智子君 それはさつきもやり取りあつて認めているわけなんですよね。ところが、義務というふうに言っているわけですよ。

それで、政府統一見解も併せてそこに書いてあるんですけども、それもちよつと見てほしいんですね。タイトルにあるように、これいろいろ調べたんですけど、この一九九四年の五月二十七日の議論の議事録しかちよつと見当たらず、それで、タイトルにあるように、これ米に関するものです。カレントアクセスという文言は出てきません。なぜ、カレントアクセスというふうにそこまで米のところを読み込めるのかなって思うんです

けど、これはどうですか。

○政府参考人（渡邊洋一君） お答えをいたします。

平成六年のミニマムアクセス米に係る法的性格に関する政府統一見解は、乳製品のカレントアクセスについて整理されたものではありません。ですから、この見解自体が乳製品のカレントアクセスの運用を直接左右するものではありません。

乳製品につきましても、そのカレントアクセスについての国際約束の内容は、我が国として毎年度、生乳換算で十三万七千トンに相当する乳製品、これバターですとか脱脂粉乳、ホエーあるいはバターオイルといったものでございますが、十三万七千トンの生乳換算、生乳に相当する乳製品について輸入機会を提供する義務を履行することが国際約束の内容でございます。

これまでこのような輸入の機会を提供する義務を履行してきた結果として、その結果として十三万七千トンがこれまで輸入をされてきたというものでございます。

ですから、繰り返しになりますけれども、平成六年のミニマムアクセス米に係る法的性格に関する政府統一見解は乳製品のカレントアクセスについて整理されたものではなく、これを乳製品のカレントアクセスの運用を左右するというもの、直接左右するものではありませんが、ただ、乳製

品と米で共通する点といたしまして、国が輸入を行う立場にあることから、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものであると、あるというような、ミニマムアクセス米について政府統一見解に書かれているこのステートメントは乳製品とも共通するものであると、そういう理解でございます。

○紙智子君 だから、結局、文言上は義務なんて書いてない、機会の提供なんですけれども、政府の見解で当該数量の輸入を行うべきものというふうに、べきものというふうに政府見解でこういうふうに書いてあるわけですね。市場アクセスグループの議長の記録には、義務という用語はないんですよ。

つまり、これ、政府の考え方としてカレントアクセスを義務にしまったということなんじゃないんですか。

○政府参考人（渡邊洋一君） モダリティーは、交渉過程でどういう約束をするかについて各国で共通の交渉の基礎、交渉のやり方を定める交渉上のルールでございます。その中にカレントアクセスということ、一九八六年から八八年の三年間の輸入数量を基準として、それを下回らない、平均を下回らないというルールがあったわけで、モダリティーだったわけでございます。

これ自体には法的拘束力はもちろんないわけで

ございますが、ただ、そういうルールに基づいて交渉のルールに基づいて交渉した結果、国際法として、国際条約として最終的にWTO協定、そしてそのWTO協定に附属する各国の譲許表が、これが国際法として締結された。その締結された中にはカレントアクセスという定義はもちろんないわけでありまして、十三万七千二百二十トンの生乳換算の数字とそれについての税率と、それについて輸入機会を提供する義務がWTO協定に附属する我が国の譲許表に記されているので、輸入機会を提供する義務として我が国を国際法上拘束しているものでございます。

○紙智子君 多分、聞いていてみんなは全然分かんない。義務じゃないって言いながら義務というふうに何度も繰り返し言うわけですよ。

それで、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の当時の交渉官であった塩飽二郎さんが、このカレントアクセスについて、これ輸入約束数量、確かにその譲許表でやるわけですからね、それで認められてはいる。で、いるんだけど、譲許した関税を常に限度いっぱい用いることを求める規定というのはどこにもないんだって、当時の交渉官だった塩飽さんが言っているんですよ。

それで、次のちよつと資料をまた見てほしいんですけど、配付資料の、これ我が党の予算要求資

料で出てきているものなんですけれども、これ、さつきもちよつとありましたけど、カナダのバターというのは、約束数量が三千二百七十四トンに対して国家貿易の輸入量は三千二百六十二トン、まあ一〇〇%近いんですけど一〇〇%ではないんですよ。だけど、民間のやつを入れると、それは超えるとなっているんですけど。それから、韓国、トウガラシ、ニンニク、国家貿易はゼロ、民間貿易を含めても約束数量に届いていません。日本が義務だという国家貿易については枠を満たしていないわけですね。で、民間貿易含めても枠を満たしていません。

だから、なぜ、これ約束数量に届いていないのかということと、それから、その下にもちよつと移したいんですけど、韓国の一部、中国はデータなしってなっているんですけど、これ何でなのかということも含めて、ちよつとまとめて短く答弁ください。

○政府参考人（水野政義君） お答えいたします。御指摘の資料につきましては、各加盟国のWTO協定上の譲許表と各加盟国によるWTO事務局への通報を基に作成したものでありますので、各国の個別の事情については必ずしも把握しておりません。

その上で、御指摘のカナダ、韓国など記載のWTO加盟国については、実際の輸入量に国家貿易

だけでなく民間貿易によるものも含まれている点を考慮する必要があります。つまり、民間貿易の場合は、関税割当ての枠数量の輸入機会の提供が必ずしも全て実際の輸入に至るわけではなく、アクセス約束数量と実際の輸入量が一致しない場合が多くないと考えております。

御指摘のアクセス約束数量と実際の輸入数量の差については、このような民間貿易の事情によるものが背景にあると考えております。

○政府参考人（渡邊洋一君） 追加でちよつと補足させていただきますと、この三千二百七十四トンの枠に対して三千二百六十四トンですと九九・七、八％ということでしょうか……（発言する者あり）ええ、ということだと思いますけれども、これが具体的にどういふ事情でこういうその一〇〇を切っているかというのは、詳細にはちよつと承知をしております。

恐らく、契約は全量したものの、例えばシンプバックが行われ、何か不良品だったためにシンプバックが行われて、実際に入ってきた数量がちよつと欠けたために、WTO通報は一〇〇を切ったというようなことではないかと推測しております。我が国の十三万七千二百二十トンにつきましても、入札を行いまして、その一〇〇％分落札をされて契約をされても、やはり同様のその契約後の事情によつて実際には一〇〇％必ずしも入つてこなく

て、九九・数％というような数字が我が国のWTO通報上の消化率になるケースもこれまでであったところでございます。

○政府参考人（水野政義君） ごめんなさい。答弁、先ほど漏れましたので。

データなしについて御質問ありました。これについては、WTO事務局への通報において、輸入量のデータがない旨記載されていたことによるものです。

なお、御指摘のデータなしとされた品目については、国家貿易と民間貿易による実際の輸入量の合計がアクセス約束数量を上回っている点にも留意すべきと考えております。

○紙智子君 だからね、いろいろあつていいということでしょうか、結局。

データないのもあつたりするし、それから、一〇〇％入っていないの、民間入れてもいいよという話なんだから、そういうふうないろいろの中で何で日本だけがその枠をきつちり守んなきゃいけないかということなんですよ。

それで、結局、ガットの十七条というのは、国家貿易の定義があると。国家貿易が小麦や乳製品の需給及び価格の安定に果たしている役割があるんだということ、国家貿易の重要性を主張してカレントアクセスが認められたというふうに塩飽さん語っているわけで、だから調整することは

きるといふ意味だと思ふんですけれども、そこに立ったならば、やっぱり今ようやつとちよつと変えて、その、何だっけ、脱脂粉乳のところは入札しないという話もされていましたから、それは当然だと思ふんですよ。もう国内はこんなに大変なことになつてゐるわけだからね。

そういうこともやりながら、枠いっぱいにならなくてもいいんじゃないかと。そういうことを、国際法上はそうなのに、政府の統一見解で手をつつてしまつたんじゃないかというふうに思ふもんですから、私、最後に農水大臣に聞きたいのは、やっぱりそういう統一見解は、そもそも政府の考え方を示したというわけだから、見直すとか廃棄すべきじゃないんですか。

○委員長（山下雄平君） 申合せの時間が来ていますので、簡潔にお願いしたいと思います。

○国務大臣（野村哲郎君） はい。

今、紙委員からありましたように、平成六年のミニナムアクセス米に係る法的性格に関する政府統一見解は、乳製品のカレントアクセスについて整理されたものでありませんというのには先ほど局長が答えたとおりであります。この見解自体が乳製品のカレントアクセスを縛ってきたものでありませんが、米のミニナムアクセスとは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと

いう点は共通するかと考えております。

○紙智子君 いずれにしても、国内でやつぱり抑制されていて、生産者は廃業かと言っているときなんですから、そこはこういう手を縛るようなものではないかというところを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○須藤元氣君 こんにちは。無所属の須藤元氣です。

今国会も気合を入れて質問をしていきたいと思っております。

本日は、昆虫食の安全性と子供食堂について伺います。

私事ですが、昨日、四十五歳の誕生日を迎えました。(発言する者あり) ありがとうございます。自分の誕生日は自分の好きなものを食べたいと思いい、スッポンを食べに行きました。一人で一匹注文してがついている姿を見て、友人たちは、そんなスッポン好きなやつ初めて見たよというふうな言っていました。

私は、食に関してちょっと変わっているらしく、昼食では、議員会館でホタテのひもの刺身を五百グラム、毎日、ほぼ毎日食べております。もう本当、秘書たちは僕をそんな変人扱いしてしまっていてもう本当に変だというふうな言われております。

そんな食に関してトリッキーな私が、以前、昆虫食について質問をさせていただきました。質疑

の際、昆虫食についておおむね肯定的な意見を述べさせていただきましたが、その後、様々な情報を得て、どうも昆虫食には懸念すべき問題点があるということなので、改めて安全性と背景について伺いたいと思います。

まずは、安全性の検証についてですが、内閣府の食品安全委員会が公表した欧州食品安全機関による二〇一八年の公表資料によれば、コオロギには様々な毒性があり、食品とするには懸念があるとされています。百度の加熱でも死滅しないボツリヌス菌やカドミウムなど、カドミウムなどの重金属の含有のほか、人間には消化できないキチン質が含まれていることなど、様々なリスクが指摘されています。

古来から日本にはイナゴなどの昆虫を食べる文化がありました。コオロギはその中に含まれておりません。経験的に危険であることを語り継いでいるということなのではないでしょうか。

我が国では、食品一般についての規格基準が定められていますが、注意を要する食品等には特別に個別品目として設定されています。昆虫関連の食品は今のところ設定されていないことから、ほかの食肉製品と同様に、規格基準を満たしていれば販売が許可されることとなります。

先日、子供たちの給食の試食にこのコオロギ食が提供されたことに多くの不安の声がありました

が、このコオロギを食べる危険性について、政府の見解をお聞かせください。また、今後この個別品目として設定する考えがあるかも伺います。お願いします。

○政府参考人(佐々木昌弘君) お答えいたします。

我が国における昆虫食としては、イナゴ等の昆虫が伝統的に食べられてきたところでございます。委員御指摘のコオロギに関しては、これまでアジア、アフリカ等の諸外国で比較的多くの食経験がございます。また、そのほか、先ほど欧州においてはヨーロッパパイエコオロギ等が新食品、ノールフルーツという形での認可が、許可がなされている、認可がなされているところでございます。これまで我が国において、昆虫を食べたことによつて食品衛生上の健康被害が生じた事例は、少なくとも厚生労働省ではまず把握はしておらない状況です。

このような状況を踏まえると、現時点においては、昆虫に対する特別な規格基準を設定する必要はないものと承知しております。

ただ、引き続き、昆虫食の使用実績等にも注視しつつ、国内外の安全性に関する新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じ、対応について検討してまいりたいと考えております。